

周南市マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画・運營業務について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

周南市長 藤井 律子

1 業務の概要

(1) 業務名称

周南市マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画・運營業務

(2) 業務の目的

周南市におけるマイナンバーカードの更なる普及促進に向け、新生児から高齢者までの幅広い世代に、マイナンバーカードの取得がしやすい機会を提供することを目的とする。特に市役所に出向き申請を行うことが困難な住民や福祉施設に入所している住民に対し申請機会を提供することを主目的とする。

(3) 業務内容

「基本仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(5) 履行場所

周南市内

- ・受注者において、本業務を円滑かつ効果的に実施可能な周南市内の施設等から選定することとする。
- ・コールセンター及び事務局は、この限りではない。

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始がなされていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出時点において、令和4・5年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）「企画・制作」の（小分類）「イベント等の運営」に登録されていること。
- (6) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (7) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (8) 中間年納税状況等確認提出書の提出が必要な者にあつては、令和4年11月1日から令和5年4月30日までに提出し、受付が完了していること。

3 参加手続

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

周南市環境生活部 市民課

電話 (0834) 22-8339

FAX (0834) 22-2874

E-mail shimin@city.shunan.lg.jp

- (2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市ホームページ (URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>) からダウンロードするか、「3 (1) 担当部局」で交付する。

- (3) 実施要領・仕様書等に係る質問書

ア 質問方法

質問票（様式4）を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

イ 受付期間

- ① 参加表明及び実施要領に関すること

令和5年6月20日（火）9時から令和5年6月26日（月）17時必着まで。（ただし、受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとします。）

- ② 企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに仕様に関すること

令和5年6月20日（火）9時から令和5年7月4日（火）17時必着まで。（ただし、受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとします。）

ウ 提出先及び受信確認先

「3 (1) 担当部局」に示す場所とする。

エ 回答方法

① 参加表明及び実施要領に関すること

令和5年6月28日(水)に周南市公式ホームページに掲載する。

② 企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに仕様に関すること

令和5年7月11日(火)に、プレゼン等を実施する全ての参加資格適合者に対して、電子メールにより行う。

(4) 参加表明書の提出

ア 提出方法

郵送又は持参(いずれも提出期限内必着)

イ 提出期限

令和5年6月20日(火)から令和5年7月4日(火)17時必着とする。

ウ 提出場所

「3(1)担当部局」に同じ。

エ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、電子メールにて参加資格審査結果通知書を知する。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和5年7月12日(水)から令和5年7月21日(金)17時必着とする。(受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとする。)

イ 提出場所

「3(1)担当部局」に同じ。

ウ 提出方法

郵送又は持参(いずれも提出期限内必着)

エ 提出部数

- ・電子データの場合は、USBメモリにて正本1部とする。
- ・紙媒体の場合は、正本1部、副本5部とする。

4 評価の手続き及び受注候補者の選定

提出された企画提案書等の評価は、周南市が設置する「周南市マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画・運營業務プロポーザル評価会」が行い、最も評価の高い事業者を最優秀提案者とする。

なお、この評価会の評価結果に基づき、周南市は受注候補者を決定する。

(1) 評価方法

業務実績、業務実施体制・スケジュール、企画提案内容等(プレゼンテーション・ヒアリング内容)を評価基準に基づき総合的に評価する。

(2) 日程

令和5年7月25日(火)(予定)

5 契約方法

特定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結するものとする。ただし、受注候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合には、評価点の次点者を受注候補者として再特定し契約締結に向けた協議を行う。

6 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- (2) 次に該当する提案は無効とする。
 - ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
 - ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
 - オ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
 - カ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案上限額）を超える場合
 - キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
 - ク 著しく信義に反する行為があった場合
- (3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) その他詳細は、実施要領による。